

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

公費負担の対象

選挙運動用自動車のハイヤー代（自動車、燃料、運転手込みの運送）が対象です。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られ、垂井町選挙管理委員会の交付する「表示」を取り付ける必要があります。

また、期間は選挙運動の期間（立候補の届出日から選挙の期日の前日まで）に限られます。無投票の場合は1日のみです。

公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり64,500円です。

候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、車種、期間、契約金額などを明らかにする必要があります。

町への請求・町からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に町へ提出してください。町が正当な請求書を受領した日から30日以内にご指定の口座に入金します。

町への請求時に提出する書類

- ・請求書
- ・請求内訳書
- ・選挙運動用自動車使用証明書(自動車)・・・候補者から受け取ってください。

※ 候補者の供託物が没収になる場合は町に請求できません。

ご確認ください！

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車の運送料、貸出料
- ・自動車に施す塗装や看板・拡声機の取り付け費用、看板作成費用
- ・選挙運動期間外の運送料、貸出料

ご不明な点は、垂井町選挙管理委員会（電話 0584-22-1151（内線206））までお問い合わせください。

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

公費負担の対象

選挙運動用自動車の貸出料が対象です。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られ、垂井町選挙管理委員会の交付する「表示」を取り付ける必要があります。

また、期間は選挙運動の期間（立候補の届出日から選挙の期日の前日まで）に限られます。無投票の場合は1日のみです。

公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり16,100円です。

候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、車種、期間、契約金額などを明らかにする必要があります。

町への請求・町からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に町へ提出してください。町が正当な請求書を受領した日から30日以内にご指定の口座に入金します。

町への請求時に提出する書類

- ・請求書
- ・請求内訳書
- ・選挙運動用自動車使用証明書(自動車)・・・候補者から受け取ってください。

※ 候補者の供託物が没収になる場合は町に請求できません。

ご確認ください！

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車の貸出料
- ・自動車に施す塗装や看板・拡声機の取り付け費用、看板作成費用
- ・選挙運動期間外の貸出料

ご不明な点は、垂井町選挙管理委員会（電話 0584-22-1151（内線206））までお問い合わせください。

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

公費負担の対象

選挙運動用自動車の燃料代が対象です。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られ、垂井町選挙管理委員会の交付する「表示」が取り付けられています。

また、期間は選挙運動の期間(立候補の届出日から選挙の期日の前日まで)に限られます。無投票の場合は1日のみです。

公費負担の限度

公費負担の限度額は、候補者が垂井町選挙管理委員会の「確認」を受けた額です。候補者から提出される「自動車燃料代確認書」でご確認ください。

なお、この「確認金額」は7,700円×選挙運動期間(今回は5日間)の範囲内です。

候補者との契約・燃料の供給

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、燃料の種類、期間、1ℓあたりの単価などを明らかにする必要があります。また、給油のつど、伝票(日付、自動車登録番号(又は車両番号)、燃料の供給量、金額が記載されたもの)を候補者へお渡しください。

町への請求・町からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に町へ提出してください。町が正当な請求書を受領した日から30日以内にご指定の口座に入金します。

町への請求時に提出する書類

- ・請求書
- ・請求内訳書
- ・選挙運動用自動車使用証明書(燃料)・・・候補者から受け取ってください。
- ・給油伝票の写し・・・候補者から受け取ってください。
- ・自動車燃料代確認書・・・候補者から受け取ってください。

※ 候補者の供託物が没収になる場合は町に請求できません。

ご確認ください！

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代
- ・選挙運動期間外に供給した燃料代
- ・自動車の整備費、洗車代

ご不明な点は、垂井町選挙管理委員会(電話 0584-22-1151(内線206))までお問い合わせください。

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

公費負担の対象

選挙運動用自動車の運転に対する報酬が対象です。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られ、垂井町選挙管理委員会の交付する「表示」が取り付けられています。

また、期間は選挙運動の期間（立候補の届出日から選挙の期日の前日まで）に限られます。無投票の場合は1日のみです。

公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり12,500円です。

候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、期間、契約金額などを明らかにする必要があります。

町への請求・町からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に町へ提出してください。町が正当な請求書を受領した日から30日以内にご指定の口座に入金します。

町への請求時に提出する書類

- ・請求書
- ・請求内訳書
- ・選挙運動用自動車使用証明書(運転手)・・・候補者から受け取ってください。

※ 候補者の供託物が没収になる場合は町に請求できません。

ご確認ください！

公費負担の対象にならない報酬を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車を運転した報酬
- ・選挙運動期間外の日や、自分が運転を行っていない日の報酬
- ・運転以外の労務に対する報酬

ご不明な点は、垂井町選挙管理委員会（電話 0584-22-1151（内線206））までお問い合わせください。

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

公費負担の対象

垂井町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示するポスターの作成費用が対象です。

公費負担の限度

公費負担の額は、「確認枚数×作成単価」で計算されます。

「確認枚数」は、候補者から提出される「ポスター作成枚数確認書」でご確認ください。

「作成単価」の限度額は、4,399円です。

候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、作成枚数、単価などを明らかにする必要があります。

町への請求・町からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に町へ提出してください。町が正当な請求書を受領した日から30日以内にご指定の口座に入金します。

町への請求時に提出する書類

- ・請求書
- ・請求内訳書
- ・ポスター作成証明書・・・候補者から受け取ってください。
- ・ポスター作成枚数確認書・・・候補者から受け取ってください。

※ 候補者の供託物が没収になる場合は町に請求できません。

ご確認ください！

公費負担の対象にならない印刷物の作成費用を含んでいませんか？

- ・個人演説会の会場内等に掲示するためのポスター
- ・政党や後援会のポスター
- ・ポスター以外の印刷物（葉書、パンフレット、名刺、封筒など）

契約書や請求内訳書の「作成枚数」は正しく書かれていますか？

- ・ポスター掲示場数や作成枚数の上限（ポスター掲示場数）ではありません。

ご不明な点は、垂井町選挙管理委員会（電話 0584-22-1151（内線206））までお問い合わせください。

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

公費負担の対象

垂井町選挙管理委員会から交付される証紙を貼って頒布するビラの作成費用が対象です。

公費負担の限度

公費負担の額は、「確認枚数×作成単価」で計算されます。

「確認枚数」は、候補者から提出される「ビラ作成枚数確認書」でご確認ください。

「作成単価」の限度額は、7円73銭です。

候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、作成枚数、単価などを明らかにする必要があります。

町への請求・町からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に町へ提出してください。町が正当な請求書を受領した日から30日以内にご指定の口座に入金します。

町への請求時に提出する書類

- ・請求書
- ・請求内訳書
- ・ビラ作成証明書・・・候補者から受け取ってください。
- ・ビラ作成枚数確認書・・・候補者から受け取ってください。

※ 候補者の供託物が没収になる場合は町に請求できません。

ご確認ください！

公費負担の対象にならない印刷物の作成費用を含んでいませんか？

- ・政党や後援会のビラ
- ・ビラ以外の印刷物（葉書、パンフレット、名刺、封筒など）

契約書や請求内訳書の「作成枚数」は正しく書かれていますか？

- ・作成枚数の上限（町長：5,000枚、町会議員：1,600枚）ではありません。

ご不明な点は、垂井町選挙管理委員会（電話 0584-22-1151（内線206））までお問い合わせください。